

小平市コミュニティタクシーの定員超過時の体制について

1 これまでの経緯

コミュニティタクシー（栄町ルート）では、定員超過の際には、営業所からワンボックス車両の予備車が駆け付けているが、予備車出動が年々増加しており、定員超過時の体制を再検討する必要があると考え、ワンボックス車両以外での予備車対応について、過去 2 回の地域公共交通会議で協議をお願いしてきた。

2 定員超過時の体制について（関東運輸局 東京運輸支局確認事項）

関東運輸局東京運輸支局に確認したところ、定員超過した際には、登録している予備車で対応することとなる。乗合と同じ営業所の車両であれば、乗用セダン型タクシーを併用で予備車と位置づけることは可能である。その場合、事業計画に営業所の車両のうち、車両を特定し、何台か併用車に位置付けるようになる。その際には、事業計画変更認可申請書（変更届出書）及び移動円滑化基準適用除外認定申請書の提出が必要であり、その認可及び認定がおりたら運行は可能とのことである。

登録した予備車でも、乗りこぼしが出てしまう場合には、乗合事業用として登録していない移動円滑化基準適用除外認定をあらかじめ受けた乗用セダン型タクシーを流用することとなる。

ただし、乗用セダン型タクシーを併用や流用する場合には、運行管理が適切にできるかどうかという課題が生じてくる。

また、定員超過が常態化しているようなら、基本的には乗合事業専用車の増車もしくは車両の大型化、運行計画の見直しを検討するようにとのことである。

3 今後の定員超過時の体制について

関東運輸局東京運輸支局に確認した上記事項について、コミュニティタクシー（栄町ルート）の運行事業者である小平交通有限会社と今後の体制について調整を行った。

乗用事業所属のセダン型タクシーを乗合事業と併用とした場合、乗用と乗合の両方での点呼、乗務員台帳、運行表等が必要となり、現在の管理体制では両方を行うことは難しく、また、乗用専門の乗務員に乗合事業の研修を行うのも難しい状況である。

また、小平交通有限会社の乗用稼働率は高く、乗合での予備車が必要となる時間帯は、乗用車両の稼働率が高い時間帯と重なることが多いため、乗用車両が全車両出動している可能性も高い。

このような状況下では、乗用事業所属のセダン型タクシーを予備車に位置づけるのは難しいため、今後も、現況通り、ワンボックス車両での予備車体制といたしたい。

また、現在の栄町の予備車出動は、週 2 回程度であり、常態化しているとまでは言えないため、乗合事業専用車両の増車までは必要ないと考える。

今後、さらに予備車の出動回数が増えてきた場合やワンボックス車両の定員を超える追走が必要となってきた場合には、再度、追走体制を検討することといたしたい。